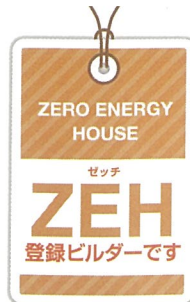


笑顔。
全開。
健康住宅

～すべての世代に健康な暮らしを～
ALL AGE Style



私たちは技術と経験をもって、
超省エネと快適を両立させ、
暮らす人の健康をデザインします。

地元密着で創業50周年

空き家を放置したままにすると...

**犯罪
トラブル**

- いたづら ●ごみの投げ込み
- 空き巣 ●放火など

**悪臭
トラブル**

- カビの発生 ●床や塗装などの腐食 ●建物内部の腐敗による悪臭

**近隣
トラブル**

- 景観の悪化 ●雑草 ●庭木
- 害虫の発生など

**建物
トラブル**

- 建物の老朽化 ●他人に被害を与えてしまうことによる所有者の責任問題



空き家を所有しているために
かえってお金がかかる場合があります!

お家は住まなくなってから放置していると、あっという間に傷んでしまいます。次に住もうかと思っても、人が住める状態にするには、改修や修繕、雑草の除去、害虫駆除など、多額の費用が必要になってきます!

平成27年5月から
空家対策特別措置法が施行され、
大幅な増税になる可能性も!

特定空家等に対する市町村の改善勧告があると、土地に対する固定資産税の特例(優遇措置)から除外され、土地の固定資産税が最大で4.2倍にも増額されます。

笠岡放送
CMで
お馴染みの!



睦みの工房
小堀建設株式会社

笠岡市二番町5番地

☎0120-194-623

睦みの工房

検索